項であるため、当該一の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項に関する基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出ることにより、当該基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（区分経理の方法）

第九条　機構は、機構法第十二条の三に規定する勘定として、同条第一号に掲げる社会復帰促進等事業として行われる業務に係る経理については社会復帰促進等事業勘定を、同条第二号に掲げる機構法第十二条第一項第八号に掲げる業務に係る経理については特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定を、その他の業務に係る経理については一般勘定を設けなければならない。

2　機構は、社会復帰促進等事業勘定においては、内訳として、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務（厚生労働大臣が定める業務に限る。）に係る経理については、その他の経理と区分し、整理しなければならない。この場合において、整理すべき事項が当該整理すべき区分以外の区分において整理すべき事項と共通の事項であるため、当該区分に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、当該整理すべき区分以外の区分において一括して整理することができる。

3　機構は、前項の規定により区分して整理する場合において、当該整理すべき区分以外の区分の整理については、機構法第十二条第一項第六号に掲げる業務に係る経理（当該業務に係る事務の処理に係る経理を除く。）とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項に関する基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出ることにより、当該基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（区分経理の方法）

第九条　（新設）

機構は、機構法第十二条の三に規定する社会復帰促進等事業として行われる業務に係る経理のうち、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務（厚生労働大臣が定める業務に限る。）に係るものについては、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて経理しなければならない。この場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、特別の勘定以外の勘定において一括して経理することができる。

2　機構は、前項の規定により区分して経理する場合において、特別の勘定以外の勘定の経理については、機構法第十二条第一項第六号に掲げる業務に係る経理（当該業務に係る事務の処理に係る経理を除く。）とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

附　則

（機構が機構法附則第三条に規定する業務を行う場合の特例）

第四条　（略）

2　（略）

3　機構法附則第三条第三項に規定する業務に係る経理（当該業務に係る事務の処理に係る経理を除く。）については、第九条第一項に定める社会復帰促進等事業勘定において、その他の経理と区分して整理しなければならない。

附　則

（機構が機構法附則第三条に規定する業務を行う場合の特例）

第四条　（略）

2　（略）

3　機構法附則第三条第三項に規定する業務に係る経理（当該業務に係る事務の処理に係る経理を除く。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

附　則

この省令は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。